



振り込め詐欺防止用通話録音装置のモニターを募集

交通防犯課 ☎775-5138
☎775-9927

市内で発生する振り込め詐欺被害の防止のため、通話録音装置「振り込め詐欺見張り隊」のモニターを募集します。

【期間】6月15日(月)～7月14日(火) ☎通話録音装置「振り込め詐欺見張り隊」の1年間の貸し出しと使用後アンケートの記入 ☎市内に在住の65歳以上の高齢者単身世帯・夫婦世帯など ☎200人(先着順) ☎直接、交通防犯課へ

国民健康保険証用封筒の広告を募集

保険年金課 ☎782-6471
☎775-9827

平成27年度に発送する上尾市国民健康保険証用の封筒に掲載する広告を募集します。掲載は審査の上決定します。

【掲載位置】封筒裏面 【募集枠数】2枠 【色・規格・掲載料】単色刷り(市の指定色)・縦35×横9センチ・5万円(1枠当たり) 【掲載期間】11月～平成28年10月 【発送数】3万8千通 ☎申込書(保険年金課)にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して

6月15日(月)～7月15日(水)に直接、保険年金課へ

6月は環境推進月間です

環境政策課 ☎775-6925
☎775-9872

私たちの生活で消費する余分なエネルギーを抑え、無駄のない生活を送ることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)を少なくすることができます。地球にやさしい「エコライフ」を実践しましょう。

夏の節電

電力消費が増える夏に向けて、節電に向けた取り組みを始めましょう。エアコンの冷房温度は28度を目安に設定する／すだれやよしず、グリーンカーテン(市の奨励金制度あり)などを活用し、日射を防ぐ／家庭用電気製品を買い替えるときは省エネラベルの表示がある製品など、消費電力の小さな物を選ぶ／冷蔵庫の詰め込み過ぎに注意し、扉の開け閉めを短くする

市の節電

5～10月に本庁舎、各出先機関で、室内の冷房温度を28度に設定し、軽装で執務する「グリーンビズ」を実施しています。また節電対策の一環で公共施設の一部消灯などを行っています。

「アップスマイル商品券」の

「予約」を「受け付け」ます



上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090 商工課 ☎777-4441・☎775-5024

市内の加盟登録店舗で利用できる、プレミアム付き「アップスマイル商品券」の予約販売を受け付けます。 ※この商品券発行事業は、市内の消費喚起と地域経済の活性化を目的として実施します。

【商品券発行者】上尾商工会議所 【販売冊数】8万冊(1冊当たり共通券10枚、専用券3枚の13枚つづり) 【販売額】1冊1万円 【購入限度額】1人10万円(10冊)まで 【予約受付期間】7月1日(水)～24日(金)まで(当日消印有効)

☎アップスマイル商品券専用ホームページ(☎<http://www.ageocci.or.jp/appyken/>)または専用はがき(『広報あげお』7月号と一緒に配布。上尾商工会議所、商工課、各支所・出張所にもある) ※いずれかの方法で、1人当たり1回の申し込みを受け付け

ます(複数回の申し込みは無効)。受付期間終了後、引き換えの整理番号をはがきでお知らせします。 ※応募者多数の場合は抽選を行い、結果をはがきで通知します。 【商品券引き換え日】9月5日(土)・6日(日)10～17時 【引き換え場所】上尾市役所、各支所 【商品券利用期間】9月5日(土)～平成28年1月11日(祝) 【利用できる店舗】6月1日(月)から、加盟店登録を受け付けています。詳しくは専用ホームページをご覧ください。

3,000円分のプレミアム付き商品券です!



児童相談所全国共通ダイヤルが

189番に

子ども・若者相談センター
☎783-4964・☎774-5342

7月1日(水)から児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化の運用が開始されます。虐待の疑いがある・子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう・近くに子育てで悩んでいる人がいるという場合は、すぐに189番に電話してください。



■夏のエコライフDAY

簡単なチエックシートを利用してエコライフを体験できます。省エネ・省資源なご環境に配慮した生活をして、削減できたCO₂の量を計算してみましよう。 ※チエックシートは市役所、各支所で配布しています。

■ライトダウンキャンペーン

時6月22日(月)～7月7日(火) ※詳しくは、環境省のホームページ(<http://funtoshare.env.go.jp/>)をご覧ください。

自立支援医療の経過的特例を延長します

障書福祉課 ☎775-5122
☎776-8872

自立支援医療(精神通院医療)の「重度かつ継続の一定所得以上(月額)の負担上限額が2万円)の該当者は、経過的特例として有効期間が平成27年3月31日までとされていましたが、平成30年3月31日まで延長されることになりました。

木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度

建築安全課 ☎775-8490
☎775-9906

昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅の耐震診断・耐震改修に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ※いずれの補助金にも交付の条件があります。また診断や工事の契約を行う前に補助

申請を行い、交付決定後に契約をすることが必要です。

●耐震診断補助制度

①次の①～④の全てに該当していること
①当該住宅に居住し、市税を完納している
②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している
③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下
④診断は建築士事務所登録の事務所又は建設業の許可業者に所属する建築士が実施
【補助金額】耐震診断に要した費用の2分の1の額で上限3万円まで(千円未満切り捨て)

●耐震改修補助制度

①次の①～⑥の全てに該当していること
①当該住宅に居住または予定しており、市税を完納している
②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している
③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下
④耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された
⑤現行の耐震基準に適合させるための耐震改修である
⑥改修設計は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行う
【補助金額】耐震改修に要した費用の23割の額で上限40万円まで

上尾市個人情報保護条例の改正案への意見を募集

総務課 ☎775-4963
☎775-9819



社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されることに伴い、上尾市個人情報保護条例の改正案について意見を募集します。 ①市内に在住・在勤・在学の人 ②改正案の公表・意見募集期間 6月1日(月)～30日(火) ③改正案・意見書の設置場所 総務課、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載しています。 ④意見などの取り扱い ⑤内容を検討し、条例改正の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。 ⑥提出方法 意見書に必要事項を記入して直接または郵送、ファクス、メールで総務課 〒362-8501 本町3-1-1、 ☎100500@city.ageo.lg.jp

※電話では受け付けできません。 時とき 所とところ 内内容 対対象 費費用・金額 記記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

建物のアスベスト分析 調査費用補助制度

建築安全課
☎775-8490
☎775-9906

アスベストの分析調査を行う建物の所有者などに補助金を交付します。☎吹き付けアスベストが施工されている恐れがある市内の建築物【補助対象者】所有者、区分所有者の団体・管理者 ※一定の条件があります。【補助金額】分析調査に要した費用(予算の範囲内で、25万円を限度)【分析調査を行う機関】日本工業規格(JIS)A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に適合し、所定の装置・機器を備えている一定の条件を満たす機関☎事前相談票(建築安全課)にある。ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入の上、必要書類を添付して直接、建築安全課へ

児童手当現況届・子育て世帯 臨時特例給付金申請書の提出

子ども支援課
☎775-5120
☎774-5342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。また昨年に引き続き、消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世

帯臨時特例給付金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。

①児童手当現況届

【提出期間】6月1日(月)～30日(火)☎

平成27年6月分の児童手当受給者

【提出書類】必要に応じて健康保険証の写しなどの書類を添付

②子育て世帯臨時特例給付金

【提出期間】6月1日～12月1日(火)

【支給額・時期】平成27年6月分の児童手当の支給対象児童1人につき3千円(1回限り)を10月以降に支給

☎平成27年5月31日時点で上尾市の住民基本台帳に登録されており、平成27年6月分の児童手当受給者で、

前年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人【提出書類】必要に応じて口座の番号が分かる物などの書類を添付 ※児童手当を受給していない場合も、平成27年6月分の児童手当の受給要件を満たしていれば給付金を支給できる場合がありますので、相談してください。

【①②共通】提出方法】6月上旬に送付する「現況届兼給付金申請書」(1枚の用紙でどちらも申請可)または「給付金申請書」に必要事項を記入して、同封の返信用封筒で返送、または直接子ども支援課各支所へ出張所へ ※提出がないと6月分以降の

手当と給付金が支給されません。公

おめでとうございます

秘書政策課 ☎775-3849・☎775-9861

平成27年春の叙勲、第24回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

●平成27年春の叙勲

旭日双光章

田中 仁一郎(納税功労)

道上 洋右(警備業功労)

瑞宝中綬章

小田島 章(文部行政事務功労)

神部 順一(法務行政事務功労)

瑞宝小綬章

大川原 富夫(消防功労)

駒井 尚(法務行政事務功労)

藤堂 義弘(地方自治功労)

瑞宝双光章

新井 洋子(教育功労)

黒瀬 任通(教育功労)

瑞宝単光章

廣田 眞理子(統計調査功労)

若月 徹(郵政業務功労)

●第24回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

安部 公彦(警察功労)

門倉 柳作(警察功労)

臨時福祉給付金を支給

福祉総務課 ☎775-5118
☎775-9846

務員の人は勤務先から児童手当の受給資格が証明された「給付金申請書」を受け取り、期間内に子ども支援課に提出してください。

対象になる可能性のある人がいる世帯に、申請書を8月上旬に送付②世帯主や家族が、市民税が課税されている人の扶養親族などになっていないことを確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類(対象者全員分)、口座振込のための預(貯)金通帳の写しを添付して返送

次に該当する人は対象になりません

・平成27年度の市民税が課税されている人の扶養親族など(控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、事業専従者)

・生活保護制度の被保護者など

昨年に引き続き、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対し、臨時福祉給付金を支給します。☎平成27年1月1日時点で、上尾市の住民基本台帳に登録されており、平成27年度の市民税が課税されていない人【支給額】支給対象者1人につき6千円☎①支給対

市長 キラリ 通心



四季を感じて

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
初夏の陽射しに肌も汗ばむ頃となってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。

さて、6月1日は「衣替え」です。衣替えの歴史は古く、平安時代の宮中行事に始まり、江戸時代の武家社会、明治時代の学校や官公庁で採用され一般にも定着してきた習慣です。四季と上手に付き合ってきた日本のすてきな習慣の一つではないでしょうか。

しかし、最近では気候変動により平均気温が上がるとともに、猛暑日や熱帯夜の日数も確実に増えていきます。上尾市役所でも夏季電力を削減する意味もあり、5月から10月末までは空調温度を28度設定とし、衣服を軽装化するクールビズ期間としています。

この時期は雲に覆われて比較的気温が上がらない時もありますが、6月下旬には夏至を迎え晴れ間の陽射しが非常に強くなりますので、熱中症には十分気を付けてください。熱中症は、夏の強い日射しの下で激しい運動や作業をする時だけでなく、身体が暑さ

に慣れない梅雨明けの時期や、蒸し暑い室内で過ごしている時にも起こります。症状が深刻なときは命に関わることもありますが、正しい知識があれば予防することができます。ぜひとも水分補給などの熱中症対策をお願いします。

また毎年のように異常気象が発生しており、先月もすでに台風6号が熱帯低気圧となって関東地方を通過しました。気温データの変化を見ても「私の若いころはエアコンがなくても我慢していた」などとは言っていない状況のため、平成23年度にはいち早く小・中学校の普通教室にエアコンを整備するなどして、子どもたちの健康を守ってきました。他にも、市民の皆さんに涼を取っていただくためにクールスポットの地図活用や、図書館などの公共施設の利用をお勧めしています。

そして何よりも、住みやすい気候を維持するには、これ以上温暖化を加速させないことが大切です。上尾市でもごみ減量のための施策を展開していますが、地域の皆さんには日頃からクリーン上尾運動や地域リサイクルなどに熱心に取り組んでいただき、深く感謝をしています。今月の広報でもごみダイエットを呼びかけていますので、引き続き感心をもっていただければ幸いです。

地球環境を守りながらも健康でいられるように、バランスの取れた生活をみんなで意識することで、これからも四季を感じられる環境や文化を末永く残していきたいですね。

8月1日(土)開催

あげお花火大会の協賛者を募集

上尾市観光協会 ☎775-5917・☎775-5024

各企業や団体、市民の皆さんなどから協賛をお願いします。「誕生(出産)、入学(園)、卒業(園)、合格、成人、入社、結婚、新築、会社設立、定年」などを記念した花火の申し込みを受け付けます。協賛者(事業所)名は、花火大会宣伝リーフレットに掲載し新聞折り込みでお知らせする他、花火大会会場で紹介します。また花火大会会場の協賛者席へ招待します。申し込み・協賛金振り込みは6月19日(金)までです。 ※詳しくは問い合わせてください。 ☎8月1日(土)19時～(雨天の場合は8月8日(土)) 所 平方地区の荒川河川敷(開平橋からリバーサイドフェニックスゴルフ場まで)



【花火の種類と金額(1発当たり)】

種類	金額
3号玉	5,000円
4号玉	10,000円
5号玉	15,000円
7号玉	30,000円
10号玉	60,000円

種類	金額
10号玉(2発)	100,000円
スターメイン	300,000円
大スターメイン	600,000円
特大スターメイン	1,000,000円

行政相談委員を委嘱

市民協働推進課

☎775-4597
☎775-9819

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱し、住民の皆さんから、国の行政に対する苦情・意見・要望などを聴き、問題の解決

を促進するとともに、それらの意見を基に行政運営の改善を進めます。

●行政相談委員(順不同・敬称略)

大崎純子、松澤美智子、青木善治、松本貴吉、山根充夫

●定例相談日(29ページ参照) 毎月

第1(火)10～12時、市民相談室(市役所第二別館1階)

時とき 所ところ 内内容 対対象
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

費費用・金額 ※記載のないものは「無料」
問問い合わせ

定定員 持持ち物

年金振込通知書の送付

大宮年金事務所 ⑥652-3399
ねんきんダイヤル ⑥0570-051165

年金振込通知書は、金融機関などの口座振込で年金を受け取っている人に、毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせするものです。年金支払額に変更があったときは、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。

年金から特別徴収されている保険料(税)額と個人住民税額については、左表の担当課に問い合わせてください。

保険料(税)	担当課	電話	ファクス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険税	保険年金課	782-6471	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846



平成27年度

事務区長を紹介します

市民協働推進課 ⑥775-4539・⑥775-9819

市内を114の区域(事務区)に分けて、その代表を事務区長として委嘱しています。事務区長は、事務区と行政を結び連絡調整の役割を担っています(下表参照。敬称略、太字が各地区区長会長)。

上尾地区	事務区	氏名
緑丘	武藤	昭夫
緑丘五丁目	山崎	武則
上町	田澤	信八
宮本町	小林	仁
仲町一丁目	小田川	晃
仲町二丁目	廿浦	章
愛宕一丁目	田中	功
愛宕二丁目	宮本	利章
愛宕三丁目	松本	豊
栄町	清水	純治
日の出	鈴木	勝
東町	高山	國男
陣屋	太田	崇雄
二ツ宮一区	菊池	紀夫
二ツ宮二区	金子	範義
向原	石曾根	福吉
本町一・二丁目	戸枝	伸之
本町三・四丁目	齋藤	満
本町五・六丁目	池田	優
春日	岡野	雄二
柏座一丁目	朽木	智
柏座二丁目	苗村	利幸
柏座三丁目	井上	章三
柏座四丁目	刀根	正克
谷津一丁目	内田	昭司
谷津二丁目	金子	銀司
富士見	平田	秀明
富士見団地	田中	伸幸
原新町	上田	敏夫
根貝戸団地	篠原	紀元
上尾東団地	嶋崎	洋明
ソフィア上尾	菅	征裕

パーク上尾	岩井	浩資
レック上尾	栗山	功
フィリア上尾	宮内	誠
エージタウン	木村	澄代
向原宿舎	上野	禎
平方地区	事務区	氏名
南	今川	修一
下宿	本間	實
上宿	永嶋	徳昭
新田	関根	由雄
上野	小池	敏朗
平方領々家	鈴木	秀男
上野本郷	佐藤	有史
西貝塚	瀬宮	貞男
丸山団地	近藤	愛
原市地区	事務区	氏名
第一区	弦巻	聰忠
第二区	宮崎	年三
第三区	石川	進
第四区	黒須	明
第五区	高津戸	久男
第六区	岩瀬	熊雄
第七区	本田	耕作
第八区	黒須	実
第九区	下里	良男
第十区	山崎	秀夫
柳通り北	名取	邦光
大石地区	事務区	氏名
小泉	河原塚	秀明
下芝	矢部	茂
中分	関口	利夫

藤波	大木	晴夫
井戸木	関口	治男
中妻	細野	明
浅間台	西脇	正典
弁財	田中	崇
小敷谷東	吉澤	茂
小敷谷西	原田	嘉明
畔吉東	田邊	博幸
畔吉前	井原	隆二
畔吉新田	大井川	健一
畔吉雲雀	井原	正一
領家東	藤波	貢
領家西	松本	貴吉
三井	富川	喜久
サニータウン	有我	尚子
泉台	北村	千代樹
上平地区	事務区	氏名
町谷	大久保	林一
宮の下	齋藤	保子
上郷	高橋	正一
箕の木	溝川	文守
上新梨子	前島	洋一
久保	安川	彰
西門前	木原	鐵夫
南	須田	修
南新梨子	須田	保
下組	平野	博士
北中地	石井	守
新田	高橋	茂
上組	市村	英一
須ヶ谷	市ノ川	賢一
上平塚	石井	悦夫
中平塚	齋藤	安司

下平塚	島村	勇
平塚団地	柳橋	節男
上尾第一団地	朝日	久夫
シロバト団地	鶴殿	不盡彦
錦町	小牧	隆
大谷地区	事務区	氏名
地頭方	岩永	辰守
杏丁目	藤倉	正男
今泉	富永	廣次郎
東今泉	及川	和夫
向山	大崎	義秋
大谷本郷	水野	政夫
堤崎	小林	幹雄
中新井	野原	貴
戸崎	長澤	常章
西宮下一区	湯本	幹夫
西宮下二区	吉澤	光昭
川	内藤	浩
戸崎団地	小幡	宣昭
原市団地地区	事務区	氏名
原市団地	新保	勉
尾山台団地地区	事務区	氏名
尾山台団地	尾上	道雄
西上尾第一団地地区	事務区	氏名
西上尾第一団地	鈴木	照子
西上尾第二団地地区	事務区	氏名
西上尾第二団地	小野	博

平成26年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 ☎775-4963・☎775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また個人の権利利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申出に基づいて公開する制度です。平成26年度の公開の請求・申出の受付件数は、118件でした(表1)。

公開の請求または申出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●**対象の行政文書** 市職員が職務上で作成し、または取得した文書(図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクなども含む)などです。

●**請求または申出の方法** 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、所定の用紙を用いて行います。市は請

【表1】行政文書の公開についての運用状況

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数					計	平成27年3月末現在未処理件数
			公開	部分公開	非公開	取下げ	計		
市長	請求	37	8	16	9	4	37	0	
	申出	43	8	31	2	2	43	0	
	合計	80	16	47	11	6	80	0	
教育委員会	請求	8	1	4	2	1	8	0	
	申出	16	0	16	0	0	16	0	
	合計	24	1	20	2	1	24	0	
選挙管理委員会	請求	1	0	1	0	0	1	0	
	申出	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	1	0	1	0	0	1	0	
農業委員会	請求	1	0	1	0	0	1	0	
	申出	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	1	0	1	0	0	1	0	
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	1	0	1	0	0	1	0	
	申出	2	1	1	0	0	2	0	
	合計	3	1	2	0	0	3	0	
消防長	請求	1	0	1	0	0	1	0	
	申出	8	0	8	0	0	8	0	
	合計	9	0	9	0	0	9	0	
合計	請求	49	9	24	11	5	49	0	
	申出	69	9	56	2	2	69	0	
	合計	118	18	80	13	7	118	0	

※「請求」とは市内に在住・在勤・在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めることをいいます。

※他の実施機関は実績がありません。

求または申出があった日から15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●**不服申し立て** 請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、不服申し立てをすることができます。弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて改めて決定します。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。平成26年度の個人情報の開示請求の受付件数は26件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる恐れのある個人情報は、原則として収集していません。

■会議公開制度

会議公開制度は、市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は会議の当日、直接会場においでください。平成26年度の運用状況は表3のとおりです。

【表2】個人情報の開示などの運用状況

実施機関	受付件数	前年度からの繰越件数	計	処理件数					計	平成27年3月末現在未処理件数
				開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ		
市長	22	1	23	9	10	0	4	0	23	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
消防長	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0
合計	25	1	26	9	11	0	4	0	24	2

※他の実施機関は実績がありません。

【表3】会議の公開の運用状況

区分	公開	原則公開であるが、審議事項によっては非公開	非公開
開催件数	124	7	208
傍聴人数	20	0	—

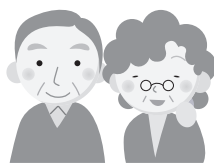
※非公開の会議の開催件数208件中203件は、上尾市介護認定審査会の会議の開催件数です。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物

ご利用ください 高齢者サービス

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するためのサービスです。詳しくは高齢介護課にお問い合わせください。※サービスはいずれも市内に住所がある人が対象です。

利用できる施設

●老人福祉センターことぶき荘

☎健康増進とレクリエーションの施設(無料入浴あり) ☎60歳以上の人 【開館日】(月)~(金)9時30分~16時(敬老の日を除く祝日と12月28日~1月4日は休館) ※詳しくは、直接ことぶき荘(☎776-2265)にお問い合わせください。

●老人だんらんの家

☎だんらんの場として地区集会所などを該当事務区が開放 ☎該当事務区内のおおむね60歳以上の人

手当・給付など

●日常生活用具の給付

☎火災警報機、自動消火器、電磁調理器の給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり) ☎おおむね65歳以上の在宅の寝たきりまたは一人暮らしの人。 ※世帯を構成する全員が住民税非課税であることが条件です ☎給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり。

●住替家賃の助成

☎民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより他の民間賃貸住宅への転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成 ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前の住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ☎市内に引き続き一年以上居住する65歳以上の一人暮らしの人または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者の前年度分の市民税が非課税の世帯)

●要介護高齢者等介護者慰労金

☎年3回(8・12・4月)、月額1万円を支給 ☎65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人、または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者等手当の支給を受けている人を除きます。

●要介護高齢者等手当

☎年3回(8・12・4月)、月額1万円を支給 ☎65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人、または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)で、世帯の生計中心者が所得税非課税であること ※要介護高齢者等介護者慰労金の支給を受けている人を除きます。

●紙おむつ券給付

☎市指定の薬局で、紙おむつと交換できる4,690円相当の紙おむつ券を月1枚給付 ☎65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)で、世帯の生計中心者が所得税非課税であること

●敬老祝金

【贈呈額】75歳/5千円、77歳/1万円、88歳/2万円、99歳/3万円、100歳以上/5万円 ※9月中旬に民生委員が届けます。 ☎8月31日現在、市内に引き続き一年以上居住する75・77・88・99歳、100歳以上の人

●敬老事業交付金

【交付額】8月31日現在、当該事務区などの区域内に住所がある75歳以上の人数に一人当たり2千円を乗じた額 ☎敬老の日の行事として敬老事業を実施する事務区など

その他のサービスなど

●いきいきクラブ

☎各クラブで生きがい健康づくり、福祉の向上、地域の見守り活動などを実施 ☎おおむね60歳以上の人

●徘徊高齢者等探索サービス

☎高齢者が端末発信機を携帯することで、所在不明になった時、居場所が確認できる ☎おおむね65歳以上の在宅の徘徊高齢者か初老期認知症の人を介護している人 ☎月額237円(開始時負担2,160円)または596円 ※希望した業者により上記のいずれかの額になります。

●あんしん証

☎顔写真入りの身分証を発行。外出時の緊急連絡カード、公共施設の料金割引時の本人確認などに利用可能 ☎60歳以上の人

●緊急通報システム

☎緊急通報機の貸与 【機器使用料】月額1,296円(所得税非課税世帯は無料) 【通話料】自己負担 ☎おおむね65歳以上で、日常生活上常時注意が必要な人

財政事情を公表します

財政課

☎775-4247・☎776-8873

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などがどのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。今回は、平成26年度下半期(10月1日～3月31日)の収支状況などをお知らせします。

この収支状況などは平成27年3月31日現在のものです、4月

1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた平成26年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

上尾市では、平成26年3月に策定した上尾市財政規律ガイドラインに基づき、財政基盤の強化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

■会計別収支状況

(単位：億円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	595.0	556.9	93.6	565.9	95.1
国民健康保険	246.6	226.6	91.9	240.2	97.4
介護保険	125.0	121.1	96.9	112.0	89.6
公共下水道事業	47.3	31.9	67.4	40.2	85.0
後期高齢者医療	21.3	21.4	100.5	20.3	95.3
合計	1,035.2	957.9	92.5	978.6	94.5

■水道事業会計の収支状況

(単位：億円)

	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	56.3	54.9	97.5
収益的支出	48.4	43.9	90.7
資本的収入	1.8	1.3	72.2
資本的支出	21.3	16.9	79.3

■一般会計の収支状況明細

平成27年3月31日現在の市民1人当たりの支出額は24万8,000円です。

●歳入

(単位：億円)

	予算現額	3月末収入済額	収入率(%)
市税	303.5	302.2	99.6
国庫支出金	89.8	82.1	91.4
市債	57.7	33.4	57.9
県支出金	37.8	30.9	81.7
地方交付税	25.9	28.4	109.7
繰越金	22.1	22.1	100.0
地方消費税交付金	20.0	21.0	105.0
諸収入	12.1	9.8	81.0
使用料及び手数料	7.4	7.0	94.6
地方譲与税	4.2	3.9	92.9
その他	14.5	16.0	110.3

市税…個人や法人が市に納める税金

国庫支出金…国と市が協同で行う事務・事業に交付されるお金

市債…道路や学校などの整備を行うために銀行などから借りるお金

県支出金…県と市が協同で行う事務・事業に交付されるお金

地方交付税…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金

繰越金…前年度の会計から持ち越されたお金

地方消費税交付金…消費税のうち一定割合(5%のうち0.5%分)が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金

諸収入…市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金

使用料及び手数料…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料

地方譲与税…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

●歳出

(単位：億円)

	予算現額	3月末支出済額	執行率(%)
民生費	267.6	258.1	96.4
総務費	69.5	66.6	95.8
公債費	65.0	65.0	100.0
教育費	56.6	49.2	86.9
衛生費	48.5	45.1	93.0
土木費	43.5	41.8	96.1
消防費	29.5	29.2	99.0
商工費	7.7	4.7	61.0
議会費	4.7	4.5	95.7
農林水産業費	2.0	1.7	85.0
予備費	0.4		

民生費…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用

総務費…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用

公債費…借り入れたお金の返済などの費用

教育費…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用

衛生費…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用

土木費…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用

消防費…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用

議会費…議会運営などの費用

商工費…商工業の推進や振興などの費用

農林水産業費…農林水産業の推進や振興などの費用

■市債の状況

平成27年3月31日現在の市民1人当たりの市債残高は35万9,738円です。

区分	金額
一般会計	583億 108万円
公共下水道事業	176億9,421万円
水道事業	59億3,474万円
合計	819億3,003万円

※市債とは学校や道路、下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などから借り入れたお金をいいます。

■市有財産の状況

市が保有する主な財産は以下のとおりです。

(単位：㎡)

	土地	建物
行政財産	1,636,994	381,514
普通財産	109,157	8,012
合計	1,746,151	389,526

※行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設をいいます。

※普通財産等とは、貸付などができる特定の使用目的を持たない財産をいいます。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物